

# 国民健康保険税・65歳以上の介護保険料

国民健康保険(国保)税と介護保険料は、国の負担金などとともに、医療や介護サービスを支える大切な財源です。本年度分の納税通知書や保険料額決定通知書は、6月中旬に届きます。必ず納付期限内に納めましょう。くわしい内容は、通知書や市ホームページで確認してください。

## 国民健康保険税

問い合わせ先  
税務課課税班(☎62-5321)



### 納税義務者は世帯主

世帯主が国保に加入していなくても、世帯内に加入者がいる場合は、世帯主名で課税されます。

### 税率と課税方法

本年度より、子ども・子育て支援金分が新設されました。国保税の税率は下表のとおりです。所得割額、均等割額、平等割額を合わせた額が課税されます。

### 前年所得は必ず申告

国保加入世帯に前年所得の未申告者がいる場合、税額を正しく算定できません。所得がない人も申告してください(被扶養者を除く)。

### 国保税の軽減

次のいずれかに該当する人がいる世帯は、軽減される場合があります。

- 倒産や解雇などで離職した65歳未満の人、出産する人  
※保険年金課での申請が必要です。
- 前年の所得が一定基準以下の世帯

### 国保税を納めない

滞納が続くと、病院などで支払う医療費が全額自己負担になったり、財産の差し押さえなどを受けたりすることがあります。やむを得ない事情で納付が困難な場合は、税務課収税班(☎62-5322)に相談してください。

### 令和8年度の国保税の税率と課税限度額

課税区分		医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (40歳以上65歳未満)	子ども・子育て 支援金分
所得割額	(前年の所得-43万円) ×税率	6.6%	2.3%	1.7%	0.25%
均等割額	加入者1人当たり	21,000円 (未就学児10,500円)	12,000円 (未就学児6,000円)	14,000円	1,900円 (18歳未満0円)
平等割額	1世帯当たり	26,000円	-	-	-
課税限度額	世帯に課税される 上限の額	66万円	26万円	17万円	3万円

※子ども・子育て支援金分の均等割額には、18歳以上均等割額を含む。

## 介護保険料

問い合わせ先  
高齢者福祉課介護保険班(☎62-5308)



### いつから納付するのか

65歳になった月(誕生日の前日が属する月)分から保険料を納めます。40歳以上65歳未満の人は、加入している医療保険に上乗せされます。

### 保険料の決まり方

令和6~8年度の3年間にかかる、介護サービスに必要な費用の総額を見込んで算出した額を基に、本人や世帯の前年の所得状況に応じて算定されます。

### 保険料の納め忘れに注意

特別な理由がなく保険料を1年以上滞納すると、介護サービスを利用するときに、費用の全額立て替え払いや、保険給付の一時差し止め、利用者負担割合の引き上げなどの措置が取られます。

の措置が取られます。

### 令和8年度の介護保険料の特例措置

令和8年度の市民税が非課税となった場合でも、令和8年度の介護保険料の算定では、課税とみなされる場合があります。

**対象**／第1号被保険者か第1号被保険者と同じ世帯で、次の全てを満たす人

- 令和8年1月1日と4月1日時点で、旭市に住居登録がある
  - 令和7年中の給与収入が55万1,000円以上190万円未満
- ※令和7・8年度の市民税が非課税の人は、特例減免により介護保険料も市民税非課税として算定されます。